

# 9月10日～9月16日は「自死予防週間」です

自死予防週間とは、一人ひとりが自死について理解や関心を高め、心の健康や命の大切さについて考えるための週間です。

自死の多くは追い込まれた末に起きるものであり、誰にでも起こり得る身近な問題です。悩みをひとりで抱え込まず、まずは信頼できる人や専門機関に相談してみませんか？

心の病気は、自分では症状に気づきにくいのも大きな特徴です。気分が沈む、何をしても元気が出ない、イライラする、怒りっぽい、理由もなく不安になる、食欲がない、なかなか寝付けない、熟睡できない等の症状が続く場合には、早めに専門機関へ相談することが大切です。身近な人が悩んでいることに気づいた時には、早めに声をかけてみましょう。

～一緒に考える相談先があります～

## しまね分かち合いの会・虹 (自死遺族自助グループ)

大切な家族を自死で突然失う衝撃、誰にも話せないその辛さなどを遺族だけで語り合う集いを開催しています。どうか一人で苦しまないでください。

### ◆会場・日程

松江：いきいきプラザ島根

- ・10月7日(土)
- ・12月16日(土)
- ・R6年2月10日(土)

出雲：出雲市社会福祉センター

- ・9月30日(土)
- 出雲：出雲市民会館
- ・11月11日(土)
- ・R6年1月13日(土)
- ・R6年3月9日(土)

### ◆お問合せ先

電話 090-4692-5960 (桑原)  
24時間電話相談もしています

相談窓口	電話	受付時間・開催日時等
島根いのちの電話	(0852) 26-7575	月～金曜 9:00～22:00 土曜9:00 ～翌日曜 22:00 (年中無休)
臨床心理士による こころの健康相談	◆要予約 (0854) 54-2781	毎月第1月曜(原則) 14:00～15:00 役場仁多庁舎
こころの健康& もの忘れ相談	◆要予約 (0854) 42-9642	毎月第1水曜日 又は第3火曜日 13:00～15:00 雲南保健所
精神科医師による 巡回相談		10月17日(火) 農村婦人の家 12月19日(火) 奥出雲健康センター

【子どもの人権110番】  
0120-1007-1110 (フリーダイヤル)

【お問い合わせ先】  
町民課戸籍係 有線:31-5108 電話:54-2510

【時間】  
8月23日(水)～8月29日(火)  
平日 午前8時～午後7時  
土・日曜日:午前10時～午後5時まで

## 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、松江地方事務局と島根県人権擁護委員連合会ではいつもより相談時間を延長して全国一斉に電話相談を受け付けます。

いじめや学校、家族のことなど普段の生活の中で悩みのある人は、お気軽にお電話ください。法務局職員や人権擁護委員が中心となって左記のとおり相談に応じます。

相談は無料で秘密は厳守されます。

## 令和5年住宅・土地統計調査にご協力をお願いします

総務省統計局(島根県・奥出雲町)では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国340万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺いますので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方法によりご回答をお願いいたします。なお、この調査では、便利なインターネット回答をおすすめしています。スマートフォン、タブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ】  
財政課管財係 有線:31-5245 電話:54-2522



## ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ 令和5年度子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

食品などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します!

### 1. 支給対象者(申請が必要な人)

■令和5年3月31日時点で**18歳**(障がい児は**20歳**)未満の児童の養育者で、物価高騰の影響による家計急変などにより、**令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当**の収入となった方(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)  
※既に令和5年度特別給付金を受給した人を除きます。

2. 支給額 **児童1人当たり一律 5万円**

3. 申請受付期限 **令和6年2月29日(木)**  
(※令和6年2月生まれの新児等については3月15日(金)まで)

【お問い合わせ】子ども家庭支援課 有線:31-5161 電話:54-2504

奥出雲町HP 子育て世帯生活支援特別給付金

## 令和5年10月1日以降取引分から「適格請求書」を発行します

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が開始されます。これに伴い、奥出雲町では次のとおり「適格請求書」を発行します。

### 【適格請求書発行方法及びお問い合わせ先】

会計名称	発行方法	お問い合わせ
一般会計	施設使用料 ごみ持込手数料等	請求により発行 各料金担当課 ジョーホー奥出雲 (TEL 54-2525)
	情報通信使用料	請求により発行
水道事業会計	検針票に記載	水道課 (TEL 52-2676)
公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 合併処理浄化槽事業特別会計	上水道がある場合	検針票に記載 水道課 (TEL 52-2676)
	下水道のみの場合	請求により発行
奥出雲病院事業特別会計	請求書に記載	奥出雲病院 (TEL 54-1122)

※「適格請求書」の見本は町ホームページをご覧ください。

### 【インボイス制度に関するお問い合わせ】

インボイスコールセンター 0120-205-553 (受付時間 9:00～17:00 土日祝除く)

国税庁ホームページ 国税庁 インボイス

【お問い合わせ】  
農業振興課 農業生産2係  
有線:2014336  
電話:5212679

有害鳥獣による農作物被害があった場合は、左記までご連絡ください。

地域	ニホンジカ	イノシシ	タヌキ	カラス	サギ類	その他
仁多地域	1	29	4	0	1	3
横田地域	3	43	4	0	0	7
合計	4	72	8	0	1	10

その他は、アナグマ、ヌートリア等の合計です。

## 有害鳥獣の捕獲・駆除実績

奥出雲町では、有害鳥獣捕獲班の皆さんに有害鳥獣を捕獲・駆除していただいています。令和5年6月の捕獲・駆除頭数実績は次のとおりです。